

随意契約理由書

件名	須磨海浜公園駅自由通路エレベーターマシン更新工事
契約の相手方	フジテック(株) 近畿統括本部 神戸支店
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当
随意契約の理由	
<p>本工事は、JR須磨海浜公園駅自由通路(北側・南側)に設置しているエレベーターの経年劣化した部品を取替整備するものである。</p> <p>これらの部品が劣化した状態で運転を続ければ、人身事故等の重大な事故につながるため、エレベーターの機能を維持し、事故を未然に防止するために本工事を行う。</p> <p>本工事の取替部品は当該機器の主要な構成部品で、他メーカーのエレベーターとは個々の部品構成が異なるために互換性がなく、施工に当たっては、制御や構造に関する詳細な情報が社外秘とされていることから、各部位の調整値などを適正に管理し、機器全体の性能及び品質を保証するのは、他メーカーでは不可能である。</p> <p>また、他メーカーが整備を行った場合、責任の所在が不明確になることから、それ以降メーカーから当該機器に対する機能保障が得られなくなる。</p> <p>よって、今後長期に渡って故障のリスクを回避する安全で確実な施工は、設置メーカーである上記業者しか出来ない。</p>	
担当部署 (問合せ先)	建設局道路部工務課 補修係 (電話番号 078-595-6423)